

被扶養者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定について具体的事項を定めることを目的とします。

2 既に被扶養者資格を付与されている者に対する被扶養者資格の再審査・再認定の取り扱いについてもこの基準を準用します。

(認定の基準)

第2条 健康保険法並びに関係法令・通達等に基づき、認定対象者及び被保険者について次の項目に沿って総合的に審査し被扶養者資格付与に必要な条件を備えていると組合が判断した場合に被扶養者として認定します。

(1) 主として被保険者により生計を維持されていること。

常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していなければ被扶養者となるべき生計維持関係はないものとみなします

(2) 認定対象者の収入状況並びに被保険者による生計維持状況

(3) 認定対象者に対する被保険者の扶養の義務の程度及び認定対象者となった経緯

(4) 認定対象者に対する被保険者の将来にわたる生計費支援の事実及び支援継続の可能性、並びに被保険者の経済的扶養力

(被扶養者の範囲)

第3条 「被扶養者」とは次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者はこの限りでない。

(1) 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(2) 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(3) 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であってその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

(4) 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

2. 被扶養者と認定できない者

(1) 健康保険等の被保険者、共済組合の組合員、あるいはその被扶養者に認定されている者

(2) 75歳以上の後期高齢者の被保険者である者

(3) 認定対象者について、被保険者以外の者が地方公共団体・国・その他から扶養手当又は、これに相当する手当を受けている者

(4) 認定対象者について、被保険者が他の者と共同して扶養しているときで、社会通念上被保険者が主たる扶養義務者でない者

(5) 年額130万円以上の恒常的な収入がある者

(6) 60歳以上で収入の全部又は一部に公的年金を含む恒常的な収入が180万円以上ある者

(7) 収入が被保険者の年間収入の2分の1以上ある者

(8) 個人事業主である者

個人事業主は、国民健康保険に加入することが原則の為、被扶養者の対象外となりますが、第5条(2)のとおり扱います。

(9) 法人の役員となっている者

第4条

(収入の範囲及び恒常的な収入とするもの)

毎月々に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続的に繰り返し得られる性質の収入を指し、次のような収入となります。(※課税・非課税は問いません)

収入の種類	内 容
給与収入	給料・賞与・手当・賃金・報酬等 (※通勤費等の諸手当を含み、税や社会保険料等控除前の総収入額とする)
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金(遺族・障害年金を含む)企業年金等 (※税や社会保険料控除前の受給総額とする)
事業収入・不動産収入	一般事業・農業・漁業から生ずる収入、土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸収入(※所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とし、売上高から売上原価を控除した額を収入とする)
利子収入・配当収入	預貯金利子・株式配当金・有価証券利息・FX取引・デイトレード等 (※税を控除する前の額)
司法修習生に貸与される修習資金	主として月々の生活費を援助することを目的とした資金提供と考えられているため恒常的な収入とする。
研究奨励金	日本学術振興会特別研究員に支給される研修奨励金は、生活補助的な収入であるため恒常的な収入とする。
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝礼金・講演料・出演料・印税等 (※税を控除する前の額)
休業給付金等	傷病手当金・出産手当金等
雇用保険・労働者災害補償保険法の給付	雇用保険給付金、その他休業補償給付費等
失業者の退職手当	公務員を退職した際に当該手当を受けるとき
国又は自治体から支給される手当	特別障害手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当等
生活保護法に基づく生活扶助料	
その他組合において、前期に準ずると判断した収入	

※下記については、恒常的な収入とみなしません。

- (1) 退職金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入
- (2) 個人年金(在職中に保険料として払い込んだ個人年金は、外部から家計に新たに支給されるものではないため)
- (3) 奨学金(経済的理由により就学困難な場合に学資金として支給・貸与されるため)

(収入の基準)

第5条

被扶養者として認定する者の年間収入は、被保険者の年収の2分の1未満であり、被保険者から仕送りを受けている者は、その仕送り額を上回らない収入額とします。収入基準額としての年間収入は、認定時から将来に向けての恒常的な収入を原則として判断します。

ただし、配偶者ならびに子の年間収入については、被保険者の年間収入に占める割合を必要としません。

- (1) 認定対象者の向こう1年間の収入見込み額が年額130万円未満の者

ただし、収入の全部または一部が公的年金などのうち障害を支給事由とする給付にかかわる場合、または60歳以上の者であって、収入の全部または一部が公的年金などにかかわる収入である場合は年額180万円未満とします。

- (2) 個人事業者である者

売上高から(売上原価)を控除した額が130万円未満の者

(収入の捉え方)

第6条

年収については、その形態にあわせ年額および月額で捉えるものとします。

(1) 認定における収入（月額）基準額

ア. 60歳未満の者→年間収入130万円未満（月額108,334円未満）

イ. 60歳以上および障害年金を受給している者→年間収入180万円未満（月額150,000円未満）

ウ. ア、イとも賞与に相当する報酬がある場合は12ヶ月分の給与の合計に加算します。

(2) 収入（月額）基準額を超えた時は次のように取扱います。

ア. 3ヶ月連続して月額基準額を超えた時は、最初に超過した月の1日に遡り月額基準額以上の収入があったものとみなします。また、連続する3ヶ月の平均が月額基準額を超えたときは、その平均を超過した最初の月の1日から月額基準額以上の収入があったものとみなします（取消日については第10条参照）

(認定の取扱い)

第7条

「主として被保険者の収入によって生計を維持されていること」に関しては第2条のとおり取扱います。

また、認定対象者の収入については、単に収入基準内であればよいというものではなく、被保険者の収入を基にその扶養能力についても確認します。

2. 認定対象者に対する健康保険法上の扶養能力のある者が2名以上いる場合は、扶養義務の程度、収入の多寡等を総合的に勘案して家計の主体となる者を判定し、その主体者の被扶養者とします。

(1) 子にかかる共同扶養

ア. 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として恒常的に収入の多い方の被扶養者とします。

(育児休業・介護休業及びそれに伴う時短勤務、転職等は一時的な収入の減少とみなし収入があるものとして取扱います) また、配偶者が自営業者の場合の収入は第4条の取扱いとします。

イ. 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により主として生計を維持する者の扶養者とします（同程度とは、年間収入の差が多い者の1割以内である場合をいいます）

ウ. 配偶者が共済組合等の扶養手当を受けている場合は、その者が主たる扶養者であるため認定しません。

3. 学業修了後自立した子

第8条3項のとおり取扱います。

4. 父母

ア. 父母の双方または何れか一方を被扶養者として申請する場合は、夫婦相互扶助の観点から父母の収入を合算して判断します。

5. その他親族

ア. 祖父母→父母の取扱いに準じますが、祖父母の扶養義務は父母が優先することを原則とし、父母共に被扶養者として認定されている場合に認定の対象とします。

イ. 結婚している子及びその配偶者→扶養義務は配偶者のため原則認定しません。

ウ. 孫→扶養義務は子のため原則認定はしません。

エ. 義父母（同居が要件）→実子が第一扶養義務者のため原則認定しません。

オ. 一時的に入国した者は、被扶養者の認定対象にはなりません。

(被扶養者の届出及び扶養に関する事実の立証義務)

第8条

被保険者資格を取得した時点において健康保険法上の被扶養者資格の要件を備えている者がいる場合、または被保険者資格取得後に被扶養者資格の要件を備える者が新たに生じたとき並びに既に被扶養者資格を認定されている者が被扶養者資格の要件を欠くに至ったときは、原則としてその事実が発生した日から5日以内に「健康保険扶養家族増減届」に所定事項を記入し、別表1に記載の所定書類を添付し事業主（会社）経由で組合に届出て、組合から被扶養者資格の取得または喪失の認定を受けなければなりません。

2 被保険者は認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを文書をもって立証しなければなりません。

- (1) 被保険者との親族関係
- (2) 生計維持の関係
- (3) 第3条(2)(3)(4)該当者については同居の関係

3 18歳以上60歳未満の者は通常就業年齢にあり自立して生活できるとされているため、就業ができない事情または就業していない旨の事実を下記書類を提出することにより立証しなければなりません。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校並びに監督官庁の認可を受けている学校法人または各種学校の学生の場合
 - － 在学証明書（※定時制課程・夜間過程及び通信制課程の学生は除きます）

※ただし、下記に該当する場合は期間を定めて引き続き被扶養者とすることができます。

①第8条3項(1)に該当する学校を受験するための浪人生でアルバイト等していない場合

- － 継続承認申請書および卒業証書の写し(承認期限は1年間とします)

②就職浪人（最終学歴を卒業した年に限る）でアルバイト等していない場合

- － 継続承認申請書および卒業証書の写し(承認期限は卒業後6ヶ月間とします)

(2) 病気の場合 ー 医師の診断書または証明書

(3) 身体障害の場合 ー 身体障害者手帳の写、或いは医師の診断書または証明書

4 被保険者と世帯を異にしている家族については、次の事情または事実を立証しなければなりません。

- (1) 送金または生計費支弁の事実
- (2) 扶養義務の先順者または同順者があるときは、それらの者に扶養能力がないかまたは扶養できない事情或いは扶養していない旨の事実

(認定の効力の発生時期)

第9条 組合が被扶養者として認定する場合の資格付与日は、事由発生日とします。

事由	資格付与日
採用（新規取得）	事業主が定めた日（資格取得日）
出生	出生の日
その他申し出による場合	被扶養者増届と添付書類全てが健保組合に到着した日

(1) 新たに被保険者となった者（新規取得）に被扶養者の要件を備える者がいる場合で、事由発生日以後5日以内に所定の被扶養者届及び添付書類を組合に提出したときは、原則として被保険者資格取得日の日または被扶養者資格の生じた日とします

(2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合（追加認定）で、所定の被扶養者届及び添付書類をもれなく組合に提出したときは、その到着日を被扶養者資格の生じた日とします。

・被扶養者届及び添付書類の内容に疑問があり、その審査に時間がかかり、資格付与日をもって認定することが適当でないと組合が判断したときは、原則として組合が適当とした日を資格付与日とします。

・健保組合が審査のうえで必要とする書類の提出依頼およびその督促をした日から30日以上経過しても提出がされない場合は、その申請を無効とします。

(被扶養者の資格喪失日及び提出書)

第10条 要件を欠くに至った事由及び資格喪失日は下表のとおりです。

要件を欠くに至った事由	資格喪失日
死亡	死亡日の翌日
離婚	戸籍に記載された離婚日の翌日（別居開始日が離婚日より前の場合は「別居日」）
離縁	戸籍に記載された離縁日の翌日
子等の婚姻	婚姻日

卒業	卒業した日の翌月1日	
就職	1. 雇用開始日 2. 健康保険等加入日	
別居	1. 同居を要件とした者が別居したとき 2. 別居により生計維持関係が終了したとき	1. 住民票に記載された別居の日 2. 住民票に記載された別居の日
遠隔地扶養者への継続的な仕送りがないとき	継続的に送金をした最終の日	
給与収入が年間収入130万円（月額108,333円）を超える見込みがたったとき	1. 雇用契約により明らかに月額基準額以上の収入が見込まれる場合 2. 雇用形態の変更（賃金・勤務時間等）により恒常的に月額基準額以上の収入が見込まれる場合 3. 3ヶ月の平均が1ヶ月108,333円を超えたとき 4. どの3ヶ月又は平均して月額108,333円以上収入がなくても年間基準額を上回った場合	1. 勤務開始日 2. 変更日の属する月の1日 3. 最初に108,333円を越えた月の1日 4. 基準額1,300,000円を上回った年の1月1日
事業収入（一般・農業・不動産収入等）年間収入130万円を超える見込みがたったとき	1. 確定申告により年間基準額を上回ったことが判明した場合 2. 事業等を相続したことに伴い収入基準額を上回ることとなる場合	1. 確定申告を行った前年の1月1日 2. 相続開始日（被相続人の死亡日）
年金収入が年間収入180万円を超える見込みがたったとき	1. 新たに年金を受給することにより年間基準額を上回る場合 2. 年金額の改定に伴い年間基準額を上回る場合	1. 初回の年金支給日 2. 改定後の初回年金支給日
雇用保険等の受給開始（失業給付の基本手当・傷病手当等）	受給開始日※65歳以上のものに係る「高年齢求職者給付金」は一時金として取り扱いしますので含めません。	
個人事業の開始	事業開始の日	

2. 資格喪失については、扶養の認定とは異なり、過去何年でも遡って取り消すこととなります。被扶養者資格を有しなくなったにもかかわらず、その事実を故意に隠し保険給付等を受けた場合はもとより、健保はその保険給付等に要した費用の全部又は一部を被保険者から徴収することとなります。資格喪失の申告は遅滞なく手続きをしてください。

3 提出書類について

別表1により提出ください。

（事実確認調査）

第11条 被保険者から提出された被扶養者届及び添付書類等の内容に不明な点があり、被保険者への問い合わせでは解明できない場合は、組合は必要に応じ認定対象者に直接、調査表、電話、面接等により事実確認調査を行います。この事実確認調査について被保険者並びに認定対象者は積極的に協力しなければなりません。

(被扶養者資格審査の自動的取下げ)

第12条 組合が被保険者に提出を求めている必要書類等を、再三の督促にもかかわらず正当な理由なく所定の期日まで提出しないときは、組合は被保険者が認定対象者の被扶養者資格の審査を受ける意志を放棄したものとみなし、認定対象者を自動的に審査の対象から外すことができます。

(認定後の扶養状況調査)

第13条 組合は定期的または随時に被扶養者を有する被保険者に対し、扶養の事実の確認のための調査を行います。

(※健康保険法施行規則第50条に基づく)

(配偶者から暴力を受けた場合の取扱いについて)

第14条 配偶者から暴力を受けた者(以下「被害者」という)に関わる被扶養者の取扱いについては、下記のとおり取扱うこととします。

(1) 配偶者である被保険者から暴力を受けた被扶養者が被扶養者から外れるに当たって、被保険者からの届出が期待できないことを考慮し、被保険者から届出がされない場合でも、被害者から婦人相談所が発行する「配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書」(以下証明書という)を添付して被扶養者から外れる旨の申し出があったときは、被扶養者から外れることができます。

(2) 証明書に当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合も同等に取扱います。

(3) 裁判所が発行する法第10条に基づく保護命令に関わる書類や、配偶者暴力支援センター等の公的機関が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書についても同様の取扱いします。

(審査請求(不服申立て))

第15条 被保険者が被扶養者認定に関する組合の決定に不服のあるときは、異議を申立てることができます。

但し、被扶養者の認定および不認定については、社会保険審査官が行う審査請求の対象とはなりません。

(認定基準の変更)

第16条 被扶養者認定基準を変更する場合は、理事会に諮り協議のうえ変更します。

附則

1. この基準は平成5年4月1日から施行します

2. 第4条(収入の範囲)(2)～(8)の一部文言を変更、第6条(被扶養者の帰属)2項を改訂、3項を追加、第7条(被扶養者の届出)2項～4項を追加、及び第9条(資格喪失の時期)を削除し、以降1条繰り上げてそれぞれ平成18年7月1日から適用する。

3. 別表-1「収入ある者についての被扶養者の認定〔1〕」の字句の整理及び別表-2「収入ある者についての被扶養者の認定〔2〕」を削除。別表-3を別表-2に変更する。平成18年7月1日から適用する。

4. (収入の範囲)(7)の一部文言を追加する。平成22年10月26日から適用する。

5. 第3条の2項の字句の一部を削除する。第4条の(3)の字句の、及び(8)の文言の追加。第6条の2項の一部文言の変更及び字句の削除。第7条の3項の字句の一部削除と文言の追加。第9条1項の一部字句の削除及び字句の追加・変更、同2項の字句の訂正。平成28年4月1日から適用する。

6. 第3条から第5条まで全文を改訂、第6条を新設し、新7条から新第10条まで一部または全部改訂とし、新14条を新設した。又第15条の一部を改訂した。新設条文があるため、条文番号も改訂した。又別表1及び別表2の内容を整理し新たに別表1を作成した。平成30年4月1日から適用する。

別表1

扶養家族増届 添付書類一覧表

注1) 必要に応じて下記以外の書類をご提出いただく場合もありますのでご了承ください。
 注2) 出産手当金受給前の方については、退職時の標準報酬月額、出産予定日(出産日)を健保まで連絡ください。

区分	住民票 (原本) (※1)	課税・ 非課税 証明書 (原本)	現在 加入の 保険証 (写) (※3)	雇 用 保 険				出産手 当金支 払通知 書(写)	傷病手 当金支 払通知 書(写)	退職日 の確認 ができ る書類 (写)	給与・ 賞与 明細書 (写)	雇用 契約書 (写)	確定申 告書類 一式 (写)	年金 振込・ 改定 通知書 (写)	戸籍 謄本 (原本)	在学 証明書 (原本)	障害者 手帳 (写)	医師の 診断書 (写)	廃業届 (写)	その他
				離職票 1&2 (原本)	資格喪失 確認通知 書(原本)	受給延 長通知 書(原本)	受給資 格者証 (原本)													
配 偶 者	以前より無収入の方	○	○(※2)	○										○(※4)						
	自営業を廃業した方	○	○(※2)	○									○(※5)	○(※4)					○	
	雇用保険の受給をしない場合	○	○(※2)	○	○(※6)	○(※6)		△	△				△(※5)	○(※4)						
	雇用保険の受給を延長した場合	○	○(※2)	○	○		○	△	△				△(※5)	○(※4)						
	雇用保険の受給が終了した場合	○	○(※2)	○				△	△				△(※5)	○(※4)						
	雇用保険の適用がなかった場合	○	○(※2)	○				△	△	○	○(※7)		△(※5)	○(※4)						
	現在収入ある方で年間収入見込み額が130万円未満の方	○	○(※2)	○				△	△		○(※8)	○(※9)	△(※5)	○(※4)						
自営業者、年金収入等給与以外の収入のある方	○	○(※2)	○										○(※5)	○(※4)						
高校生以上の学生で配偶者の方	○	○(※2)	○										△(※5)	○(※4)		○				
子	配偶者が扶養家族でない場合	○	○(※10)					△	△		○(※11)	△(※5)	○(※12)		○(※13)					
	配偶者がJTB健康保険組合の保険証をお持ちの場合	○													○(※13)					○(※14)
	配偶者がいない場合(離婚・死別等)	○													○	○(※13)				
	高校生以上の方	○														○				
	障がい者の方	○	○(※2)											○(※15)		○(※13)	○			
	病気(長期療養等)の方	○	○(※2)						△					△				○		
配偶者・子以外の その他の親族	○	○(※2)	○	△	△		△		△	△	△	△	○(※15)	○			△	△		
※ 認定対象者が居住する固定資産税納税通知書(写)または賃貸契約書(写)等、個々の状況により提出書類が異なる為、事前に健保組合までご連絡ください。																				
別居の場合	上記の書類に加えて、「金融機関からの送金証明(写)(最近6ヶ月分)」、「別居先同居者の収入証明(写)」(該当する場合)の書類が必要となります。																			

- =必須
- △=該当者のみ
- ※1 被保険者と認定対象者が住民票上、同居の場合、3カ月以内発行の世帯全員分で続柄の記載がある住民票(原本)、必須
被保険者と認定対象者が住民票上、別居の場合、3カ月以内発行の認定対象者の世帯全員分で筆頭者、続柄の記載がある住民票(原本)、必須
- ※2 3カ月以内発行の認定対象者の課税・非課税証明書(収入金額、控除金額記載のもの)(原本)、必須
- ※3 退職後や雇用形態変更後、国民健康保険加入の場合は「国民健康保険証」(写)、国民健康保険未加入の場合は「健康保険資格喪失証明書(喪失連絡票)」(写)
- ※4 認定対象者が年金受給者の場合、直近の年金振込・改定通知書(写)、必須
- ※5 収支内訳書、青色申告決算書を含む確定申告書一式(写)+扶養申請年に給与収入以外の収入がある場合、扶養申請年1月～直近までの各月の収入、支出金額、売上原価が分かる書類(写)
- ※6 離職票1&2または資格喪失確認通知書のどちらか一方
- ※7 認定対象者の最後の給与明細書(写)
- ※8 認定対象者の直近3ヶ月分の給与明細書(写)
- ※9 シフト制の場合、雇用契約書(写)+今後の月の勤務時間、月の勤務日数を記載したメモ
- ※10 配偶者の課税証明書(収入金額、控除金額記載のもの)(原本)、必須
- ※11 配偶者の給与・賞与明細書(写)(子の誕生日以前の6ヶ月分、減額されていない給与のもの)
- ※12 配偶者が年金受給者の場合、配偶者の直近の年金振込・改定通知書(写)、必須
- ※13 子が高校生以上の場合、必須
- ※14 配偶者の保険証記号、保険証番号、配偶者の名前を記載したメモ
- ※15 障害年金受給者の場合、直近の年金振込・改定通知書(写)、必須

扶養家族減届 添付書類一覧表

注1) 必要に応じて下記以外の書類をご提出いただく場合もありますのでご了承ください。

区分	提出添付書類
子が卒業後に就職した場合	保険証(原本)(該当者分)+就職先の保険証(写)
子が卒業した場合	保険証(原本)(該当者分)+卒業証書(写) << 浪人生や就職先が未定の方については、「継続承認」に該当する場合がありますので、健保までご連絡ください。>>
死亡の場合	保険証(原本)(該当者分)+死亡診断書又は埋葬許可書(写)
配偶者が収入超過(見込み)の場合	保険証(原本)(該当者分)+収入超過(見込み)の年の前年1月～直近までの毎月の給与・賞与明細書(写)(※)+雇用契約書(写)
配偶者が就職した場合(他の健康保険に加入した場合)	保険証(原本)(該当者分)+就職(他の健康保険に加入した)年の前年1月～直近までの毎月の給与・賞与明細書(写)(※)+雇用契約書(写)+就職先の保険証(写)
離婚した場合	保険証(原本)(該当者分)+戸籍謄本(離婚日と親権者(子の場合)の記載があるもの)

※ 給与・賞与明細書紛失の場合は、再発行した給与・賞与明細書(写)、資金台帳(写)または給与支払証明書(各月の給与額、交通費、支給額合計、配偶者名、事業所の署名・捺印記載のもの)をご提出ください。
 源泉徴収票での代用可。